

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成29年6月28日)

開催日及び場所		平成29年5月26日（金）第2特別会議室			
委員		高橋 昌彦（公認会計士） 吉岡 隆久（弁護士） 藤枝 智昭（ジャーナリスト）			
審議対象期間		平成28年10月1日～平成28年12月31日			
審議対象案件		17件	うち、1者応札案件 5件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 3件		
抽出案件		12件 (抽出率 70.6%)	うち、1者応札案件 1件 (抽出率 20%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 3件 (抽出率 100%)		
抽出 案件 内 訳	工事	一般競争	1件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			工事希望型競争	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	物品 役務	一般競争	1件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型競争	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	公募型プロポーザル	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型プロポーザル	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			標準型プロポーザル	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の随意契約	10件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 3件
	(特記事項)				

委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答等
	(詳細に記述すること。) 別紙議事録のとおり	(詳細に記述すること。) 別紙議事録のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし	

事務局：農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p>○実験原廃水処理施設基礎解体その他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準不適合土壌の処理とその後の管理はどうするのか。 ・ 基準不適合となった物質は何か。 ・ 跡地は使用するのか。 ・ 本工事においては、基礎解体と汚染土壌の除去・処理等のどちらが方がウエイトを占めているのか。 ・ 除去した汚染土壌の処理は契約業者が行うのか、それとも別途契約して処理するのか。 ・ 契約業者が汚染土壌の処理を請け負うに当たって、処理に関する資格は必要なのか。 ・ 汚染土壌の処理が工事に含まれるのであれば、入札公告において汚染土壌の処理に係る資格要件を定める必要はなかったのか。 ・ 汚染土壌が適正に処理されたということ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検出された不適合土壌については法に従って適正に処理されており、その報告書も提出されている。不適合土壌を除去した部分には汚染されていない砂を埋め戻している。 ・ 検出されたのはベンゼンとフッ素である。 ・ 使用する予定はない。 ・ 基礎解体の方が大部分を占めている。 ・ 契約業者が処理業者と契約を締結して処理しており、本件契約に含まれている。 ・ 処理を行う業者には資格が必要になるが、本工事の契約のメインである解体工事の業者には処理に関する資格を求めている。 ・ 入札公告の資格要件には主たる契約に必要とする資格を記載している。今回のケースのように工事以外の業務が含まれるものについては、入札希望者が工事内容や業務内容が判断しやすいような入札公告の記載方法を考えたい。 ・ 契約業者には、処理の資格を有する業者

をどのように確認したのか。

・施設を廃止した後の廃水処理はどうしているのか。

・低入札調査の結果を説明いただきたい。

・本件の調査報告に財務状況の判断については、どう記載されているのか。

・要領に従って案件を検討し、審議していないではないか。財務状況について客観的な情報を入手していないではないか。

○「知」の集積による産学連携推進事業のうち研究開発プラットフォーム運営等委託事業（10件）

・審査委員はどのようなメンバーなのか。

と契約締結した資料を求めている。また、搬出運搬、中間処理、最終処分に関わった業者が処理の流れに沿って記録していき、それぞれの処理が完了した後、排出事業者へ報告することになっており、提出された報告書で確認した。

・当該施設は農林研究団地内の各法人から実験廃液を受け入れて処理していたものであり、施設廃止後は各法人がそれぞれ処理業者と直接契約して処理している。

・11月25日に業者から事情聴取を行い、29日に低入札調査委員会を開催した。調査の内容としては、信用状況について保証会社に聞き取りを行ったところ、風評等はなく信用状況については問題がないとの回答が得られた。工事実績については、当センターにおける工事実績は有しないが、他省庁の工事実績は多数あり、実績についても問題がないという判断であった。また、解体に要する機材を自社で有するため、機材についてはリースの必要がなく、機材調達に係る経費の削減が図られることなどを総合的に判断した結果、工事の履行は問題ないと判断した。

・調査報告には財務状況の判断に関する具体的な記載はない。

・確認できていない。

・「知」の集積と活用の際の構築に向けた検討会構成員であった方から1名、その他

・ 随意契約で契約額が予定価格と同額となっているが、予定価格はどのようにして設定したのか。

・ それぞれの事業の収支予算を見ると、事業費として謝金、旅費、会議費などほとんどが同じ項目となっている。事業によっては旅費の占める割合が高いものなどがあるが、積算の根拠はどのように精査しているのか。

・ 事業終了時に実績報告書が提出されることになっているが、成果の評価はどのように行っているのか。

・ 評価の結果、活動が不十分であった場合は委託費の返還を求めるのか。

・ 評価によって支払額を変えることはあるのか。

は国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学、一般財団法人日本立地センターからそれぞれ1名の計5名である。

・ 契約候補者から提案のあった企画書に記載された収支の見積額の積算内容等を精査した額をもって予定価格としており、結果として契約金額と同額となっている。

・ 企画書の活動内容に合致する項目、金額が積算されているかという視点で精査している。例えば、プラットフォームの会員を募集するためにセミナーを開催する場合は、外部講師の謝金、旅費が適正に積算されているか、また、プロデューサーの活動費として人件費が積算されているか、外部のプロデューサーであれば謝金が積算されているかなどを精査している。

・ 今年度は、審査委員長にそれぞれのプラットフォーム運営等委託事業の評価を行っていただいた。十分に活動されなかったプラットフォームに関しては、改善策の助言もいただき、当該プラットフォームにフィードバックしている。

・ 例えば、委託費の限度額が250万円の事業で、経費として支出した金額が200万円の場合は、額の確定後に委託費200万円として支払うことになる。事前に概算で部分的に支払っていれば、確定額から概算払額を差し引いた金額を支払う。

・ 活動が不十分であったことを理由に支払額を変えることはしていないが、活動が不十分なプラットフォームについて、次年度も事業を継続すべきかどうかについては評価している。

・契約候補者は、予算の範囲内で審査の点数が高い順から選定されることになっているが、基準点を設けているのか。

・審査は絶対評価で行うのか。

・評価の際に足きり点は設定しているのか。

・企画提案において、見込まれる成果が示されているのか。

・評価は提案に対する実績について行うのか。

・事業費として計上できる項目、用途に限定はあるのか。

・委託費の限度額を設定した契約となっており、事業実施終了後に精算を行う形であるが、具体的にどのような方法で精算するのか。

・証拠書類として、請求書、領収書や支払調書といったものを提出させているか。

・最高点は100点であるが、平均点が50点を超えない場合は、審査委員会で審議のうえ、提案者を契約候補者としないことができるとしている。今回の契約候補者はすべて50点を超えている。

・絶対評価で行っている。

・設定していない。

・企画書においては、活動内容の記載をもとめており、活動によって見込まれる成果までは求めていない。

・評価項目は、プラットフォームの「推進体制の整備」、「活動計画の作成と実施」の2項目であるが、その中で活動計画の実施については、研究戦略、研究計画、知財戦略の策定、具体的な取組などの項目に関して評価をしている。そのほか、「次世代プロデューサーの育成」が採択されたプラットフォームについては、その項目も評価する。

・公募要領において各費目の区分表を定めており、その区分に従って計上することになっている。

・委託事業実績報告書に帳簿と提出すべき証拠書類を添付のうえ提出するよう契約後に連絡している。提出すべき証拠書類は各項目の区分表に例示している。

・契約書第25条第3項において、証拠書類等を5年間保存することを定めており、また、同条第4項において、委託事業実績報告書の作成・提出に当たっては、帳簿・証拠書類等と十分に照合した支払実績額を記

・実費精算という形を取っている以上、ある程度は証拠書類の写しを求めた方が良いと考える。

・委託事業の成果は公表しているのか。

・公金で契約している以上、成果を公表することも必要ではないか。

○科学技術計算システム（アプリケーション）賃貸借及び保守

・1者応札になった理由はどのように考えているか。

・参加可能な業者が他にあると考えているのか。

・予定価格はどのように算定したのか。

載しなければならないと定めている。このため、使途に疑義が生じた場合などは必要に応じて領収書や支払調書の写しなどを求めることとしているが、基本的には委託先で保存していただくことにしている。また、十分とは言えないが、いくつかの委託先を抽出して出張のうえ、調査を実施している。

・ご意見は今後の参考とさせていただきたい。

・契約の相手方の公表はしているが、成果までは公表していない。

・ご意見は今後の参考とさせていただきたい。

・仕様書を取りに来た業者にアンケートを行ったところ、1社しか回答がなかった。回答のあった業者は、ハードウェアのメーカーであり、アンケートを行った結果、自社の都合により入札を見合わせたという回答であった。仕様書の内容についての指摘や意見等は特になかった。

・他に参加できる業者がないとは言えない。本件ではソフトウェアをハードウェアに導入し、環境設定を行う必要がある、また、ユーザーからの問い合わせに対しても回答できるノウハウが必要である。そのため、ハードウェアを納入した業者が有利であり、他の業者ではなかなか難しいと考えている。

・ソフトウェアのライセンスについては、参考見積書、定価証明書をもとに算出し、

・講習会は何箇所で開催するのか。

・ハードウェアの調達はいつ行ったのか。

・本件ではハードウェアにも詳しくないとソフトウェアの導入、設定は難しいとのことであり、規模的にも大がかりなソフトウェアだと思いが、契約から履行期限まで4ヶ月のスケジュールでこの仕様のもを納入できるのか。

・パッケージの商品に近いものということであれば他にも取り扱える業者があるのでは。

・落札業者はソフトウェアの供給元ではなく、代理店になるのか。

・結果として1者応札となった理由は、保守ができる業者がかなり限定され、ほぼ落札業者のみという理解で良いか。

講習会の開催については、過去に開催した実績も踏まえて参考見積をもとに算出した。

・5箇所で開催する。

・契約は平成28年8月であるが、稼働を開始するのはハードウェア、ソフトウェアとも平成29年3月である。

・当該ソフトウェアは、設計・開発するものではなく、パソコンでいうマイクロソフトオフィスのようなパッケージの商品に近いものである。ライセンスが届けばセットアップは1ヶ月程度で行えるものであり、スケジュール的には問題ないと考えている。

・マイクロソフトオフィスのようなものであれば、納入すれば良いということでは扱える業者が複数あるが、当該ソフトウェアは高価なものであり、ハードウェアも何億もするようなものであるため、サポートが重要となる。まともな設定ができず、運用できないということでは問題であるので、国内でも代理店が少なかったり、メーカーもサポートをしっかりとできない業者には販売しないとされている。当該製品は米国製であり、理解して設定できる業者でないこと導入することはできないものである。

・落札業者とは別の会社の製品であり、落札業者は販売・設定・保守まで行うシステムインテグレーターというものになる。

・スパコンにはいくつかのメーカーがあるが、ソフトウェアのメーカーはハードウェアへの導入までは面倒をみないため、ハードウェアを熟知した業者が導入しないとユーザーが使える設定ができないというのが

実情である。そのため、結果としてハードウェアを納入した業者や関連会社以外ではセットアップできないリスクもあることから、応札は難しいと考えている。

委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答等
	(詳細に記述すること。) 別紙議事録のとおり	(詳細に記述すること。) 別紙議事録のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし	

事務局：農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p>○スチール書架</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書を取りに来た業者へのアンケート結果では仕様書への参考機種として記載されたものに限定されているものと勘違いして参加をあきらめたところがあったようであるが、多くのメーカーが扱えるものではないのか。 ・参考機種の記載ぶりをもう少し検討した方が良いのではないか。 ・更新対象の木製書架はどこが納入したものなのか。 ・2回目の入札で落札しているが、予定価格はどのように算出したのか。 ・複数メーカーが製造している規格品とはいえ、オフィス用のものではないことから、流通量が極めて少ないものではないかと推定される。そのため、業者としてはたまにしか受注しないものを在庫をもって扱っていることはないのか、メリットが少ないと判断したのではないか。 <p>○ソフトウェア（Adobe Connect）サポートライセンス更新業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格は前年度契約と同じか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当方としては、あくまでも仕様書に記載する寸法等を満たす2メーカーの機種を参考に記載したものであり、その他のメーカーのものでも仕様を満たせば応札は可能とされていた。ただし、記載した参考機種のメーカーのものが価格面で優位だったのではないかと考えている。 ・全てを網羅することは難しいところであり、他メーカーのものでも可とすることを分かりやすい形で記載することとしたい。 ・建物建設時に据え付けられたものである。 ・予定価格は参考見積と同メーカーの類似製品の平成28年度納入実績をもとに算出している。 ・アンケート結果からもそのような物件だったと考える。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年8月に国内総代理店の変更により価格設定も変わったことから、2社から

・仕様書を取りに来た2社以外に応札できると思われる業者はないのか。

・今後も更新は続けるのか。

・契約日が2月3日に対し、履行期限が3月21日と期間があまり確保されていないと思うが、サポートライセンスの契約更新の意志決定は履行期限のどれくらい前になされるのか。

○ネットワークサービスシステム運用支援業務（平成29年3月）

・1者応札であるが他に参加は見込めないのか。

・現在の業者から、別の業者に変わることは技術的に可能なのか。

・予定価格は参考見積をもとに算定したのか。

・システムのリースは4年契約であるが、運用支援業務を1年契約としているのはなぜか。

参考見積を徴取し算出した。なお、2社の参考見積額は大きく開いたものであった。

・調べてみたところ、法人向けソフトということもあり、取り扱える業者は少なく、過去の入札において仕様書を取りに来る業者が変わらないことから、他に取り扱える業者は思い当たらない。

・この製品にはAdobe Flash Playerが含まれており、セキュリティの観点から見直しを検討しているところである。

・例年はずっと早く意志決定をしているが、今回はメーカーに確認を行っていた事項の回答が入札手続きを行うリミットギリギリになってしまい、前年度よりも遅くなってしまった。

・本件では仕様書を取りに来た業者は落札業者以外に1社あった。当該業者は以前から仕様書を取りに来ているが、入札には参加していない。また、アンケートを実施したところ回答はいただけなかった。

・運用支援の対象となるシステムは、開発して構築したシステムであるため、開発した業者でないと応札は難しいと考える。

・作業工数を算出し、時間数に業務内容に応じてSE又は上級SEの単価をかけて算出している。

・一般の契約は予算の単年度主義により年度をまたがる契約はできなため、運用支援業務は年度ごとに契約している。一方、リースのように複数年で契約する必要がある

・2回目の入札で落札となっているが、予定価格の算定の中で低く見積もっているところがあったということか。

○セキュリティ向上のためのサイバー演習開催業務

・どの程度のレベルの演習なのか。

・ウイルスの作成は行うのか。

・予定価格は会場費のほか、受講者数に1人当たりの参考見積の単価をかけて算定したのか。

・こうした演習を今後も定期的に行うのか。

ものについては、国庫債務負担行為の予算で要求しており、国庫債務負担行為予算が認められれば複数年で契約している。

・当方で算出した作業工数が業者と一致しない場合もあることから、当方が算出した工数の方が少なかった可能性はある。

・一般的なセキュリティセミナーのようなセキュリティの基礎的な知識を習得するものとは異なり、実際にウイルスを使って攻撃を行い、どういう形でウイルスに汚染され、リモートからコントロールされるのか、それに対してどのように防御するのかといったことを行った。国内ではようやく立ち上がってきたものであり、実施できる業者は少ないと考えている。価格的にも安いところで1人当たり30万円程度のものである。これから少しずつ業者は増えてくると思われる。

・プログラム作成まではしないが、簡易なウイルス作成ツールを使用して演習を行った。

・会場は当センターで行うため、会場費は見えていないが、業者の参考見積により算定した。受講者数20人で割ると1人当たり15万円以下であり、時間も一般の演習よりも長く取っていることを考慮すると破格と言える。

・開催していく必要があると考えている。一般的なサイバーセキュリティは色々あるが、実践的な演習を行わないと管理者が実際にどんなことが起きているか想像できないため、管理者を集めて行う必要がある。

・今後複数者応札となるよう、入札参加者に求める実績の緩和を検討をしていただきたい。

・演習の受講者は筑波産学連携支援センター職員と所管する国立研究開発法人の職員の両方なのか。

・どうして国が調達したのか。国立研究開発法人が調達しても良かったのではないか。

・法人から参加費を徴収したのか。

・次回開催する際は、どの程度緩和できるか状況も踏まえながら検討することとした。

・両方である。

・当センターが運用しているネットワーク、システムを利用する国立研究開発法人においてインシデントが発生した場合、運用している当省の責任も問われかねないため、運用している側の責任として国で調達を行った。

・参加費は徴収していない。政府も法人の職員を集めてセミナーを開催し、国全体のセキュリティレベルの向上を図っている。我々もその一環で法人の管理者の知識向上を図るために開催した。このような演習が広く行われていない状況であり、また、法人側に必要性があまり認識されていない状況でもあることから、我々が先導して開催し、運用している側の責任で費用を負担した。